

火葬場の諸問題に関する調査<<全国火葬場アンケート調査>>

アンケート回収状況	調査票回収数	531
	調査対象施設数	1,094
	回収率	48.5

その1

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問1	大規模災害時には1炉1日5回転以上の火葬が可能ですか？			
	1炉1日5回転以上の火葬が可能	74	13.9	回収数531に対して
	1炉1日5回転以上の火葬はできない	410	77.2	回収数531に対して
	わからない	44	8.3	回収数531に対して
	記入なし	3	0.6	回収数531に対して
問2	問1で「1炉1日5回転以上の火葬が可能」とお答えの方、何回転まで可能ですか？			
	5回転	37	50.0	1「5回以上可能」に対して
	6回転	16	21.6	1「5回以上可能」に対して
	7回転	6	8.1	1「5回以上可能」に対して
	8回転以上	7	9.5	1「5回以上可能」に対して
	記入なし	8	10.8	1「5回以上可能」に対して
	平均	5.79 回転		
最大	10 回転			
問3	問1で「1炉1日5回転以上の火葬はできない」とお答えの方、何回転までなら可能ですか？			
	2回転まで	139	33.9	1「5回以上できない」に対して
	3回転まで	179	43.7	1「5回以上できない」に対して
	4回転まで	69	16.8	1「5回以上できない」に対して
	わからない	21	5.1	1「5回以上できない」に対して
	記入なし	2	0.5	1「5回以上できない」に対して
問4	問1で「1炉1日5回転以上の火葬はできない」とお答えの方、1炉1日5回転以上の運転をするためには何が必要ですか？（複数回答可）			
	火葬炉及び関連設備の改良（更新）が必要	292	71.2	1「5回以上できない」に対して
	待合室、収骨室等の周辺設備の増設が必要	211	51.5	1「5回以上できない」に対して
	火葬をする人の増員が必要	338	82.4	1「5回以上できない」に対して
	時間延長、契約変更等が必要	19	4.6	1「5回以上できない」に対して
	地元住民等との調整が必要	4	1.0	1「5回以上できない」に対して
	燃料等の確保が必要	3	0.7	1「5回以上できない」に対して
	想像できない、分からない	4	1.0	1「5回以上できない」に対して
その他	2	0.5	1「5回以上できない」に対して	
問5	排ガス処理設備が2炉1系列になっているなど、各炉が単独に火葬できない構造となっていますか？			
	各炉が単独に火葬できる構造となっている	338	63.7	回収数531に対して
	各炉が単独に火葬できない構造となっている	150	28.2	回収数531に対して
	わからない	33	6.2	回収数531に対して
	記入なし	10	1.9	回収数531に対して

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問6	大規模災害時を前提として、同時に火葬できるのは何炉までですか？			
	1炉	64	12.1	回収数531に対して
	2炉	153	28.8	回収数531に対して
	3炉	138	26.0	回収数531に対して
	4炉	74	13.9	回収数531に対して
	5炉	31	5.8	回収数531に対して
	6～10炉	43	8.1	回収数531に対して
	11炉以上	16	3.0	回収数531に対して
	記入なし	12	2.3	回収数531に対して
	平均	3.43 炉		
	最大	30 炉		
問7	現在の職員のうち、火葬のできる方は何人いますか？			
	1人	86	16.2	回収数531に対して
	2人	122	23.0	回収数531に対して
	3人	112	21.1	回収数531に対して
	4人	74	13.9	回収数531に対して
	5人	29	5.5	回収数531に対して
	6～10人	48	9.0	回収数531に対して
	11人以上	11	2.1	回収数531に対して
	記入なし	49	9.2	回収数531に対して
	平均	3.30 人		
	最大	19 人		
問8	火葬の多い日は何人で火葬を行っていますか？			
	1人	120	22.6	回収数531に対して
	2人	168	31.6	回収数531に対して
	3人	125	23.5	回収数531に対して
	4人	60	11.3	回収数531に対して
	5人	25	4.7	回収数531に対して
	6人以上	28	5.3	回収数531に対して
	記入なし	5	0.9	回収数531に対して
	平均	2.66 人		
	最大	13 人		
問9	1日12時間、2週間にわたり火葬を続けるためには、何人が必要ですか？			
	2人以下	30	5.6	回収数531に対して
	3～4人	163	30.7	回収数531に対して
	5～6人	143	26.9	回収数531に対して
	7～8人	63	11.9	回収数531に対して
	9～10人	35	6.6	回収数531に対して
	11人以上	42	7.9	回収数531に対して
	記入なし	55	10.4	回収数531に対して
	平均	6.65 人		
	最大	70 人		

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問10	不足する人数をどのように確保しますか？（複数回答可）			
	都道府県内その他の火葬場に応援を依頼	121	22.8	回収数531に対して
	炉メーカーに依頼	165	31.1	回収数531に対して
	管理委託会社に依頼	265	49.9	回収数531に対して
	退職者等に依頼	72	13.6	回収数531に対して
	他部署の職員に応援を依頼	16	3.0	回収数531に対して
	公募して確保する	2	0.4	回収数531に対して
	わからない	105	19.8	回収数531に対して
その他	64	12.1	回収数531に対して	
問11	火葬作業従事者の確保は事前に行っていますか？			
	協定等書類が交わされている	128	24.1	回収数531に対して
	文書はないが、確認している	65	12.2	回収数531に対して
	行っていない	305	57.4	回収数531に対して
	職員で対応する	3	0.6	回収数531に対して
	検討中である	3	0.6	回収数531に対して
	わからない	18	3.4	回収数531に対して
	その他	14	2.6	回収数531に対して
記入なし	1	0.2	回収数531に対して	
問12	火葬場の排気筒は非常に低いのが一般的であり、排ガスの拡散効果は期待できません。このことをどのように感じますか？			
	排ガス処理装置があるので、問題はない	209	39.4	回収数531に対して
	排ガス量が少ないので、問題はない	67	12.6	回収数531に対して
	計測値が低いので、問題はない	34	6.4	回収数531に対して
	基準がないので、問題としていない	77	14.5	回収数531に対して
	現状で問題であると感じない。	10	1.9	回収数531に対して
	排気筒は、大気汚染防止法と同様、高く設置するよう指導すべきである	18	3.4	回収数531に対して
	排ガス等の何らかの基準が必要	8	1.5	回収数531に対して
	問題と感じても対応は困難	4	0.8	回収数531に対して
	わからない	95	17.9	回収数531に対して
	その他	9	1.7	回収数531に対して
	記入なし	22	4.1	回収数531に対して
問13	火葬場の残骨灰についても、具体的な処理の基準がありません。これについてどのようにお考えですか？			
	特に気にしていない	98	18.5	回収数531に対して
	六価クロムなど有害物質を分析しても濃度が低いので、問題はない	15	2.8	回収数531に対して
	基準がないので、問題としていない	98	18.5	回収数531に対して
	有害物質が入っている可能性があるので、熔融など適正に処理すべきである	160	30.1	回収数531に対して
	専門業者に委託しているので、問題としていない	51	9.6	回収数531に対して
	何らかの基準が必要	18	3.4	回収数531に対して
	わからない	76	14.3	回収数531に対して
	その他	9	1.7	回収数531に対して
記入なし	6	1.1	回収数531に対して	

問番号	設 問 内 容	回答数	割合%	備 考
問 1 4	あなたの火葬場の場合は「機械室」と呼ばれていませんか？			
	機械室と呼ばれている	98	18.5	回収数531に対して
	機械室と呼ばれていない	427	80.4	回収数531に対して
	記入なし	6	1.1	回収数531に対して
問 1 5	問14で「機械室と呼ばれていない」とお答えの方、あなたの火葬場では何と呼ばれていますか？			
	火葬炉室、炉室など	148	34.7	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	火葬作業室、作業室、作業場、作業スペースなど	114	26.7	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	火葬炉裏、炉裏など	93	21.8	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	火葬炉制御室、制御室など	11	2.6	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	火葬炉操作室、操作室など	7	1.6	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	その他	17	4.0	14「機械室と呼ばれていない」に対して
	特に呼び名がない	17	4.0	14「機械室と呼ばれていない」に対して
記入なし	20	4.7	14「機械室と呼ばれていない」に対して	
問 1 6	あなたの火葬場で火葬作業従事者が作業する場所の環境は良好であると思いますか？			
	良好であると思う	369	69.5	回収数531に対して
	良好であると思わない	89	16.8	回収数531に対して
	わからない	70	13.2	回収数531に対して
記入なし	3	0.6	回収数531に対して	
問 1 7	問16で「良好であると思わない」とお答えの方、何か対策をお考えですか？			
	対策を考えている	42	47.2	16「良好であると思わない」に対して
	特に対策を考えていない	41	46.1	16「良好であると思わない」に対して
	わからない	4	4.5	16「良好であると思わない」に対して
記入なし	2	2.2	16「良好であると思わない」に対して	
問 1 8	問17で「対策を考えている」とお答えの方、その対策とは？（複数回答可）			
	施設を改修、改築し改善を図る	36	85.7	17「対策を考えている」に対して
	火葬従事作業員等の定期的な健康診断を実施する	6	14.3	17「対策を考えている」に対して
	定期的な環境測定を実施する	6	14.3	17「対策を考えている」に対して
	火葬従事作業員等を教育し、意識改革を図る	5	11.9	17「対策を考えている」に対して
その他	3	7.1	17「対策を考えている」に対して	
問 1 9	あなたの火葬場で火葬作業従事者が作業する場所の換気機能は十分ですか？			
	換気機能は十分である	417	78.5	回収数531に対して
	換気機能は十分でない	60	11.3	回収数531に対して
	わからない	54	10.2	回収数531に対して
記入なし	0	0.0	回収数531に対して	
問 2 0	問19で「換気機能は十分でない」とお答えの方、何か対策をお考えですか？			
	対策を考えている	28	46.7	19「換気機能は十分でない」に対して
	特に対策を考えていない	27	45.0	19「換気機能は十分でない」に対して
	わからない	3	5.0	19「換気機能は十分でない」に対して
記入なし	2	3.3	19「換気機能は十分でない」に対して	

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問21	問20で「対策を考えている」とお答えの方、その対策とは？（複数回答可）			
	施設を改修、改築し改善を図る	19	67.9	20「対策を考えている」に対して
	日常的に室内温度を測定し、注意喚起する	7	25.0	20「対策を考えている」に対して
	定期的な環境測定を実施する	1	3.6	20「対策を考えている」に対して
	火葬従事作業者等を教育し、意識改革を図る	6	21.4	20「対策を考えている」に対して
	その他	3	10.7	20「対策を考えている」に対して
問22	火葬炉の建物に石綿（アスベスト）が使われていますか？			
	石綿（アスベスト）が使われている	17	3.2	回収数531に対して
	石綿（アスベスト）が使われていない	475	89.5	回収数531に対して
	わからない	35	6.6	回収数531に対して
	記入なし	4	0.8	回収数531に対して
問23	問22で「石綿が使われている」とお答えの方、何か対策をお考えですか？			
	対策を考えている	8	47.1	22「石綿が使われている」に対して
	特に対策を考えていない	4	23.5	22「石綿が使われている」に対して
	わからない	2	11.8	22「石綿が使われている」に対して
	記入なし	3	17.6	22「石綿が使われている」に対して
問24	問23で「対策を考えている」とお答えの方、その対策とは？（複数回答可）			
	施設を改修、改築し改善を図る	7	87.5	23「対策を考えている」に対して
	火葬従事作業者等の定期的な健康診断を実施する	0	0.0	23「対策を考えている」に対して
	定期的な環境測定を実施する	0	0.0	23「対策を考えている」に対して
	火葬従事作業者等を教育し、意識改革を図る	0	0.0	23「対策を考えている」に対して
	その他	1	12.5	23「対策を考えている」に対して
問25	あなたの火葬場で火葬作業従事者が作業する場所の作業環境を測定したことがありますか？			
	測定したことがある	40	7.5	回収数531に対して
	測定したことがない	432	81.4	回収数531に対して
	わからない	58	10.9	回収数531に対して
	記入なし	1	0.2	回収数531に対して
問26	問25で「測定したことがある」とお答えの方、測定項目は何ですか？（複数回答可）			
	ふんじん	15	37.5	25「測定したことがある」に対して
	臭気	9	22.5	25「測定したことがある」に対して
	騒音	18	45.0	25「測定したことがある」に対して
	アスベスト	13	32.5	25「測定したことがある」に対して
	ダイオキシン類	4	10.0	25「測定したことがある」に対して
	放射線量	2	5.0	25「測定したことがある」に対して
	その他	3	7.5	25「測定したことがある」に対して
問27	問25で「測定したことがある」とお答えの方、測定結果から何か課題がありましたか？			
	課題があった	2	5.0	25「測定したことがある」に対して
	特に課題がなかった	36	90.0	25「測定したことがある」に対して
	わからない	2	5.0	25「測定したことがある」に対して

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問28	問27で「課題があった」とお答えの方、課題とは何ですか？（複数回答可）			
	ふんじん	1	50.0	27「課題があった」に対して
	臭気	0	0.0	27「課題があった」に対して
	騒音	0	0.0	27「課題があった」に対して
	アスベスト	0	0.0	27「課題があった」に対して
	わからない	0	0.0	27「課題があった」に対して
	その他	1	50.0	27「課題があった」に対して
問29	問27で「課題があった」とお答えの方、何か対策をお考えですか？			
	対策を考えている	2	100.0	27「課題があった」に対して
	特に対策を考えていない	0	0.0	27「課題があった」に対して
	わからない	0	0.0	27「課題があった」に対して
問30	問29で「対策を考えている」とお答えの方、その対策とは？（複数回答可）			
	施設を改修、改築し改善を図る	2	100.0	29「対策を考えている」に対して
	火葬従事業者等の定期的な健康診断を実施する	2	100.0	29「対策を考えている」に対して
	定期的な環境測定を実施する	1	50.0	29「対策を考えている」に対して
	火葬従事業者等を教育し、意識改革を図る	1	50.0	29「対策を考えている」に対して
	その他	1	50.0	29「対策を考えている」に対して
問31	ペースメーカー装着遺体は火葬場運営上問題があるとお考えですか？			
	問題がある	405	76.3	回収数531に対して
	問題がない	65	12.2	回収数531に対して
	わからない	61	11.5	回収数531に対して
問32	問31で「問題がある」とお答えの方、問題があるとすればどのような問題ですか？（複数回答可）			
	火葬時に破裂し、炉内が損傷する恐れがある	358	88.4	31「問題がある」に対して
	火葬時に破裂し、職員が怪我をする恐れがある	331	81.7	31「問題がある」に対して
	火葬時に破裂し、遺体（遺骨）が傷む恐れがある	224	55.3	31「問題がある」に対して
	火葬時に破裂音がする	2	0.5	31「問題がある」に対して
	火葬時に破裂し、煙が排出される	2	0.5	31「問題がある」に対して
	わからない	1	0.2	31「問題がある」に対して
	その他	1	0.2	31「問題がある」に対して
問33	ペースメーカー装着遺体については、どのように対応していますか？			
	事前にペースメーカーの取り外しをお願いしている	155	29.2	回収数531に対して
	葬祭業者あるいは遺族に届け出をお願いしている	273	51.4	回収数531に対して
	火葬従事者が注意するようにしている	2	0.4	回収数531に対して
	特に何もしていない	84	15.8	回収数531に対して
	わからない	14	2.6	回収数531に対して
	その他	3	0.6	回収数531に対して
	記入なし	0	0.0	回収数531に対して

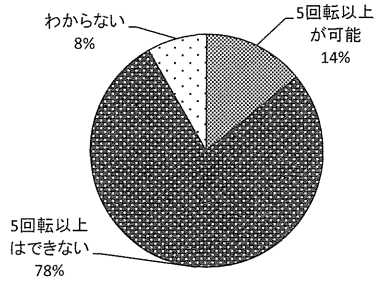
問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問34	問33で「取り外しをお願いしている」とお答えの方、 外してこなかった場合の対応は？			
	火葬を断っている	16	10.3	33「取り外しをお願いしている」に対して
	破裂音がするまで、 覗き窓を開けないようにしている	52	33.5	33「取り外しをお願いしている」に対して
	火葬開始後一定時間、 覗き窓を開けないようにしている	37	23.9	33「取り外しをお願いしている」に対して
	注意して火葬している	7	4.5	33「取り外しをお願いしている」に対して
	気にしていない	4	2.6	33「取り外しをお願いしている」に対して
	わからない	20	12.9	33「取り外しをお願いしている」に対して
	その他	3	1.9	33「取り外しをお願いしている」に対して
	記入なし	16	10.3	33「取り外しをお願いしている」に対して
問35	問34で「火葬開始後一定時間、覗き窓を開けないようにしている」とお答えの方、その時間とは？			
	火葬開始後10分間以内	5	13.5	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後11～20分間	18	48.6	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後21～30分間	8	21.6	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後31分間以上	2	5.4	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	破裂が起きるまで	1	2.7	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	その他	2	5.4	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	記入なし	1	2.7	34「一定時間覗き窓を開けない」に対して
問36	問33で「葬祭業者あるいは遺族に届け出をお願いしている」とお答えの方、 届け出がなかった場合は？			
	火葬開始後一定時間、 覗き窓を開けないようにしている	186	68.1	33「届け出をお願いしている」に対して
	注意して火葬している	7	2.6	33「届け出をお願いしている」に対して
	葬祭業者や遺族に再確認している	7	2.6	33「届け出をお願いしている」に対して
	気にしていない	50	18.3	33「届け出をお願いしている」に対して
	その他	3	1.1	33「届け出をお願いしている」に対して
	記入なし	20	7.3	33「届け出をお願いしている」に対して
問37	問36で「火葬開始後一定時間、覗き窓を開けないようにしている」とお答えの方、その時間とは？			
	火葬開始後10分間以内	29	15.6	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後11～20分間	103	55.4	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後21～30分間	36	19.4	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	火葬開始後31分間以上	2	1.1	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	破裂が起きるまで	3	1.6	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	注意して火葬している	2	1.1	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して
	記入なし	11	5.9	36「一定時間覗き窓を開けない」に対して

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問38	前立腺がん放射線治療器具の装着遺体の火葬について、「注意が必要」などと聞いたことがありますか？			
	聞いたことがない	425	80.0	回収数531に対して
	聞いており、火葬したことがある	2	0.4	回収数531に対して
	聞いたことはあるが、火葬したことはない	39	7.3	回収数531に対して
	聞いたことはあるが、装着遺体かどうか分からない	2	0.4	回収数531に対して
	国の通知(H15.3.13「医薬安第13001号厚労省医薬局安全対策課長通知」)に沿って適正に処理されていると信じる	2	0.4	回収数531に対して
	わからない	59	11.1	回収数531に対して
	記入なし	2	0.4	回収数531に対して
問39	前立腺がん放射線治療器具の装着遺体については、どのように対応を行うべきだと思いますか？			
	届け出が必要である	71	13.4	回収数531に対して
	取り外すことが望ましい	141	26.6	回収数531に対して
	受入側の適切な運営により対応すべきである	21	4.0	回収数531に対して
	今後対応を検討したい	5	0.9	回収数531に対して
	わからない	282	53.1	回収数531に対して
	その他	2	0.4	回収数531に対して
	記入なし	9	1.7	回収数531に対して
問40	あなたの火葬場では指定管理者制度を導入していますか？			
	導入している	112	21.1	回収数531に対して
	導入していない	417	78.5	回収数531に対して
	記入なし	2	0.4	回収数531に対して
問41	問40で「導入している」とお答えの方、導入してよかったと思われる点はなんですか？（複数回答可）			
	市民サービスが向上した	78	69.6	40「導入している」に対して
	トラブルが減った、 トラブル対応が迅速になった	41	36.6	40「導入している」に対して
	経費節減となった	72	64.3	40「導入している」に対して
	火葬業務がよくなった	4	3.6	40「導入している」に対して
	事務が簡略化した	2	1.8	40「導入している」に対して
	特になし	3	2.7	40「導入している」に対して
	その他	9	8.0	40「導入している」に対して
問42	問40で「導入している」とお答えの方、導入した後、何か問題となった点はありますか？（複数回答可）			
	市民サービスが低下した	1	0.9	40「導入している」に対して
	過当競争で指定管理者が 受け取る金額が下がり過ぎている	4	3.6	40「導入している」に対して
	職員の専門性、質が確保されていない	0	0.0	40「導入している」に対して
	施設、設備、備品等の修繕ができていない	1	0.9	40「導入している」に対して
	特になし	102	91.1	40「導入している」に対して
		その他	2	1.8

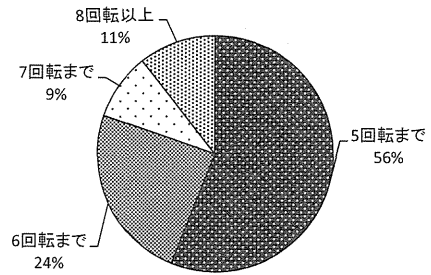
問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問43	問42で「特になし」以外とお答えの方、 問題点を解消するためには何が必要でしょうか？（複数回答可）			
	契約方法（指定管理者選考方法も含む）の見直し	0	0.0	42「特になし」以外に対して
	契約期間の検討	0	0.0	42「特になし」以外に対して
	契約金額の検討	1	14.3	42「特になし」以外に対して
	特になし	2	28.6	42「特になし」以外に対して
	その他	1	14.3	42「特になし」以外に対して
問44	問40で「導入していない」とお答えの方 今後導入を考えていますか？			
	導入を考えている	67	16.1	40「導入していない」に対して
	導入を考えていない	347	83.2	40「導入していない」に対して
	記入なし	3	0.7	40「導入していない」に対して
問45	問44で「導入を考えている」とお答えの方、 導入により期待することはなんですか？（複数回答可）			
	市民サービスを向上させたい	52	77.6	44「導入を考えている」に対して
	トラブルを減らしたい	9	13.4	44「導入を考えている」に対して
	経費節減を図りたい	42	62.7	44「導入を考えている」に対して
	人材確保	4	6.0	44「導入を考えている」に対して
	効果的、効率的な火葬場運営	3	4.5	44「導入を考えている」に対して
	事務の軽減	2	3.0	44「導入を考えている」に対して
	その他	1	1.5	44「導入を考えている」に対して
問46	火葬料金について原価計算はされていますか？			
	原価計算を行った	135	25.4	回収数531に対して
	原価計算を行っていない	249	46.9	回収数531に対して
	わからない	144	27.1	回収数531に対して
	記入なし	3	0.6	回収数531に対して
問47	問46で「原価計算を行った」とお答えの方、 差支えなければ原価計算した火葬料金はいくらでしたか？			
	10,000円以下	4	3.0	46「原価計算を行った」に対して
	10,001～30,000円	17	12.6	46「原価計算を行った」に対して
	30,001～50,000円	34	25.2	46「原価計算を行った」に対して
	50,001～70,000円	25	18.5	46「原価計算を行った」に対して
	70,001～90,000円	6	4.4	46「原価計算を行った」に対して
	90,001円以上	4	3.0	46「原価計算を行った」に対して
	記入なし	45	33.3	46「原価計算を行った」に対して
	平均	45,633 円		
	最大	105,589 円		
最小	4,000 円			
問48	自治体財政逼迫の折から、料金の見直しのお考えはありますか？			
	料金を見直しを考えている	82	15.4	回収数531に対して
	料金を見直しを考えていない	354	66.7	回収数531に対して
	わからない	84	15.8	回収数531に対して
	記入なし	11	2.1	回収数531に対して

問番号	設問内容	回答数	割合%	備考
問49	問48で「料金の見直しを考えている」とお答えの方、 「管内大人火葬」をいくらぐらいの金額でお考えですか？			
	10,000円以下	12	14.6	48「見直しを考えている」に対して
	10,001～15,000円	5	6.1	48「見直しを考えている」に対して
	15,001～20,000円	7	8.5	48「見直しを考えている」に対して
	20,001～25,000円	2	2.4	48「見直しを考えている」に対して
	25,001～30,000円	3	3.7	48「見直しを考えている」に対して
	30,001円以上	2	2.4	48「見直しを考えている」に対して
	記入なし	51	62.2	48「見直しを考えている」に対して
	平均	16,707	円	
	最大	40,000	円	
最小	5,000	円		
問50	問48で「料金の見直しを考えている」とお答えの方、 見直しの時期はいつごろを想定していますか？			
	火葬場（火葬炉）の更新（新設）後	27	32.9	48「見直しを考えている」に対して
	現在検討しており、数年後に見直しを考えている	26	31.7	48「見直しを考えている」に対して
	できるだけ早急に見直したい	6	7.3	48「見直しを考えている」に対して
	平成27年度中を予定	11	13.4	48「見直しを考えている」に対して
	消費税が上がった時	5	6.1	48「見直しを考えている」に対して
	3年ごとに原価計算を行い、見直す	3	3.7	48「見直しを考えている」に対して
	わからない	4	4.9	48「見直しを考えている」に対して
記入なし	0	0.0	48「見直しを考えている」に対して	

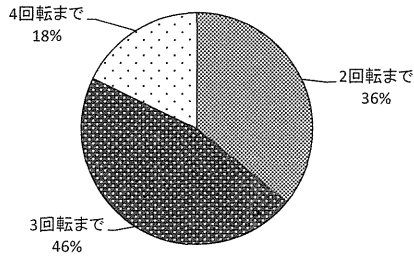
問1 大規模災害時に1炉1日5回転以上の火葬が可能か？



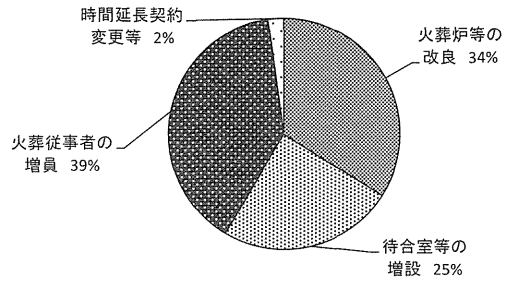
問2 「1炉1日5回転以上が可能」と答えた方、何回転まで可能か？



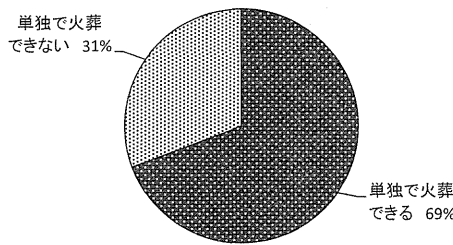
問3 「1炉1日5回転以上はできない」と答えた方、何回転までなら可能か？



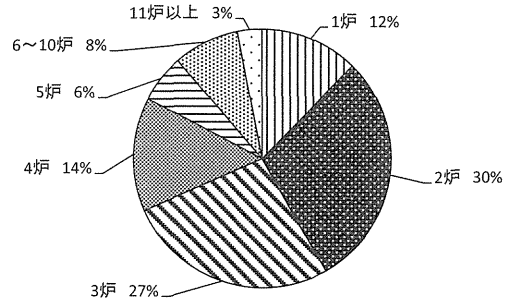
問4 「1炉1日5回転以上はできない」と答えた方、5回転以上の運転には何が必要か？



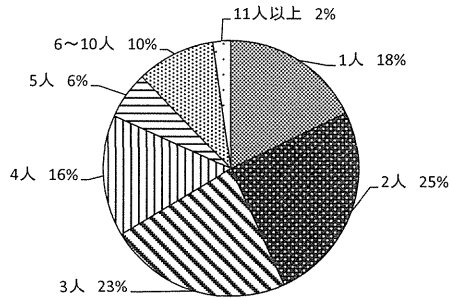
問5 各炉が単独に火葬できる構造か？



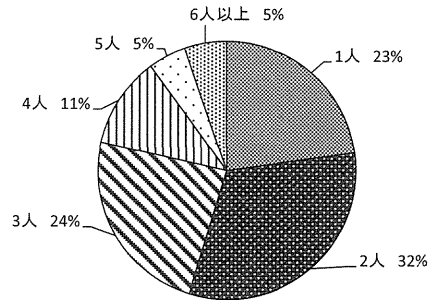
問6 大規模災害時に同時に何炉まで火葬できるか？



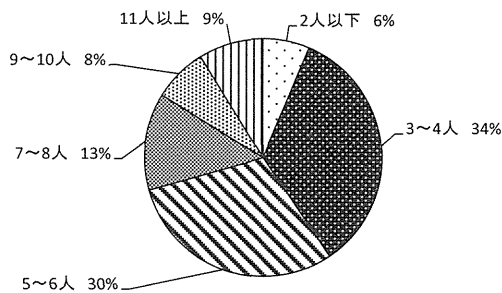
問7 現状で火葬できるのは何人か？



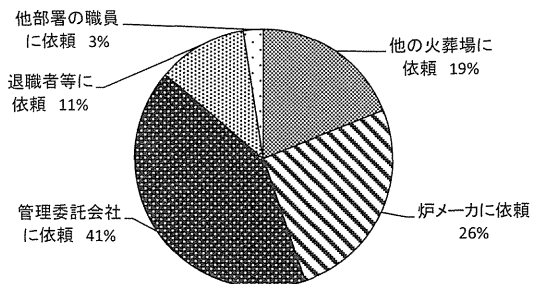
問8 火葬の多い日は何人で火葬を行っているか？

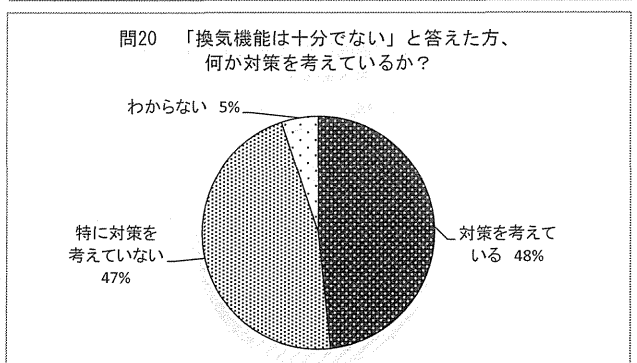
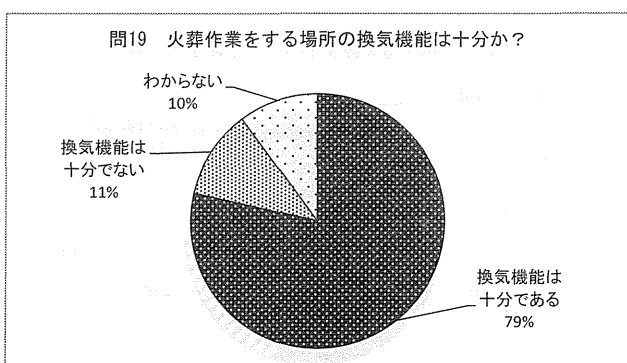
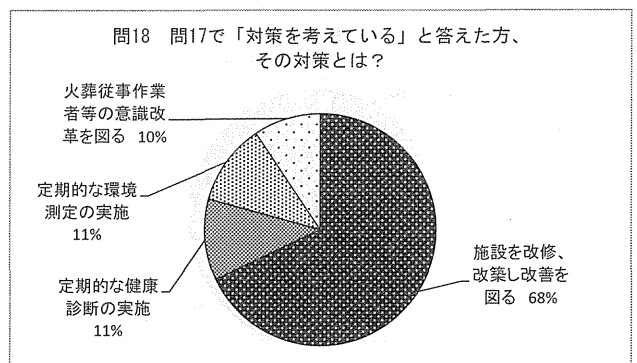
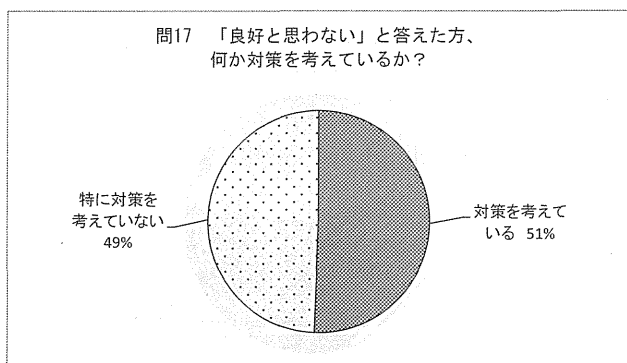
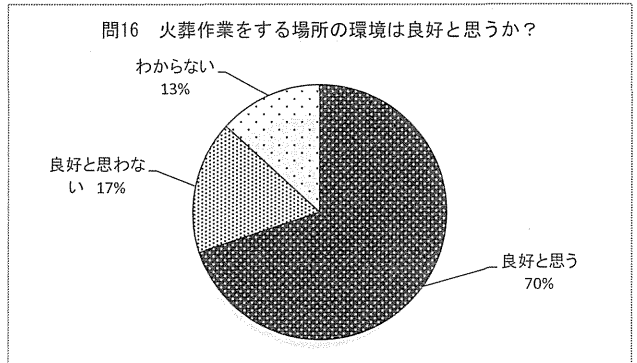
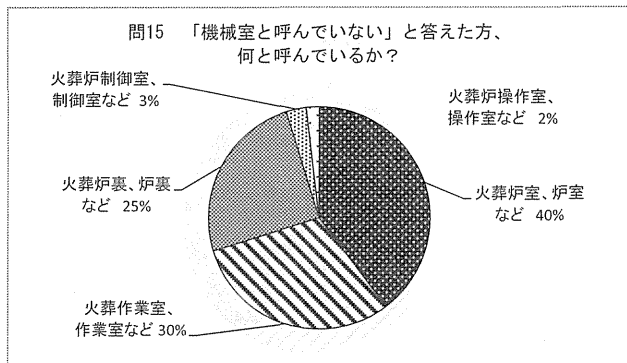
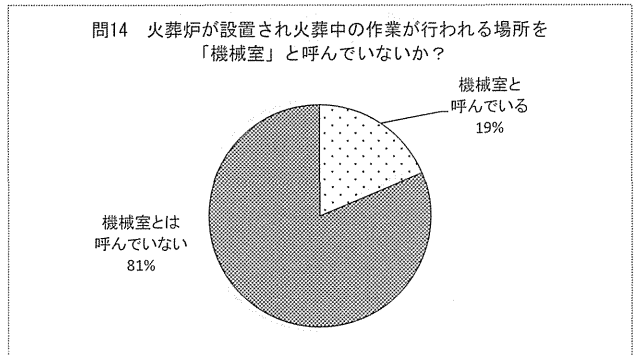
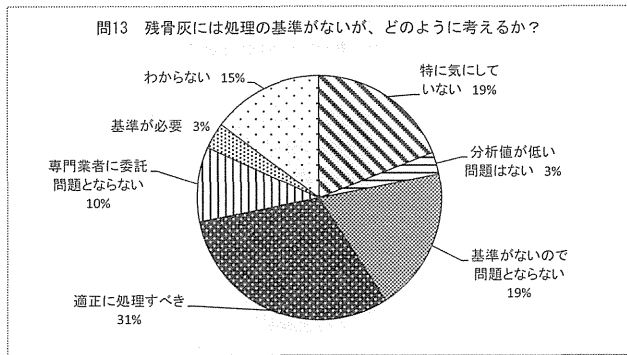
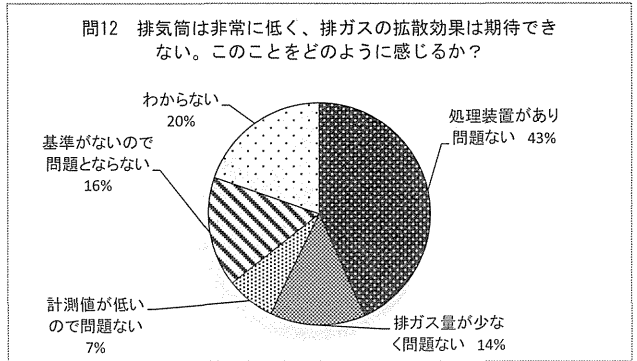
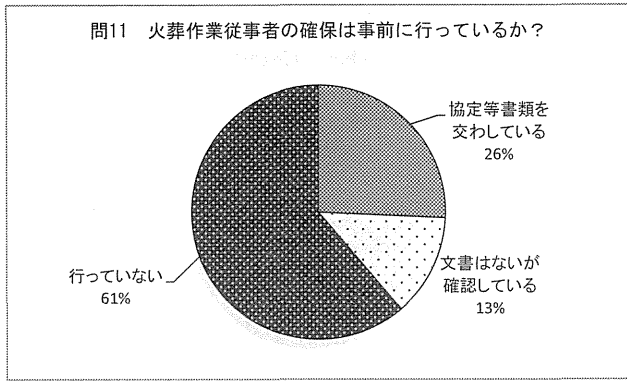


問9 1日12時間、2週間にわたり火葬を続けるには、何人必要か？

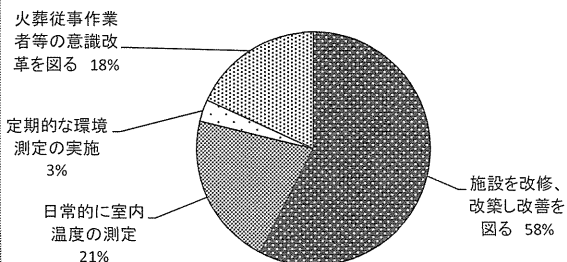


問10 不足する人数をどのように確保するか？

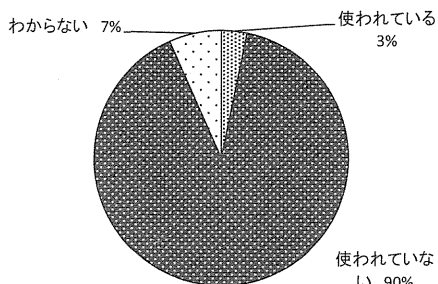




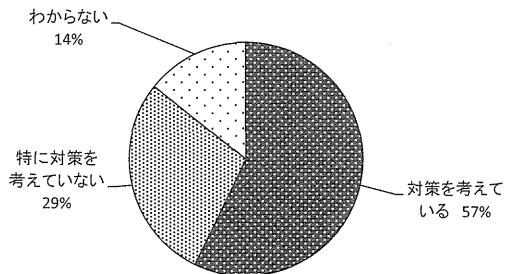
問21 問20で「対策を考えている」と答えた方、その対策とは？



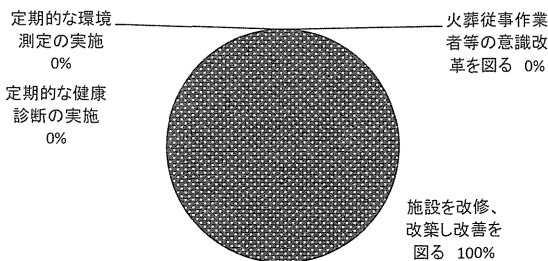
問22 建物に石綿（アスベスト）が使われているか？



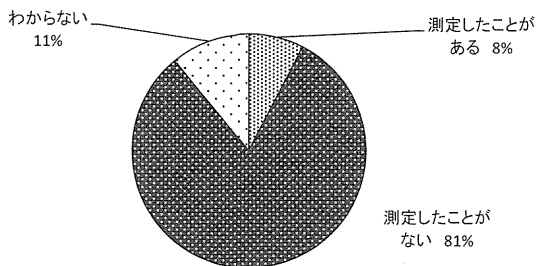
問23 「石綿が使われている」と答えた方、何か対策を考えているか？



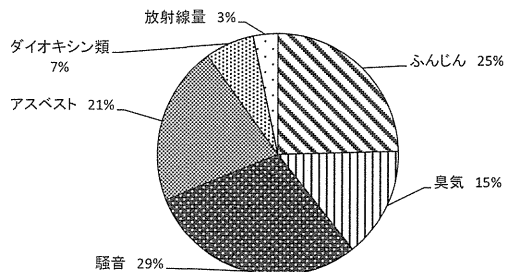
問24 問23で「対策を考えている」と答えた方、その対策とは？



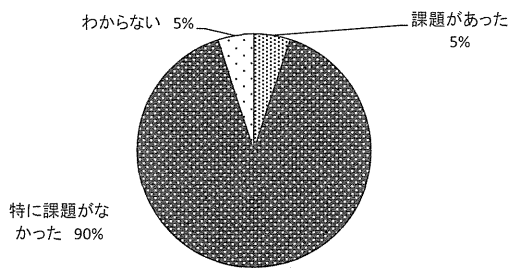
問25 火葬作業をする場所の作業環境を測定したことがあるか？



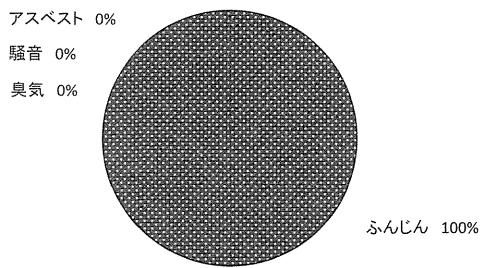
問26 「測定したことがある」と答えた方、測定項目は何か？



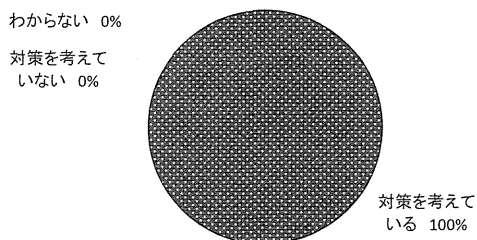
問27 「測定したことがある」と答えた方、測定結果から何か課題があったか？



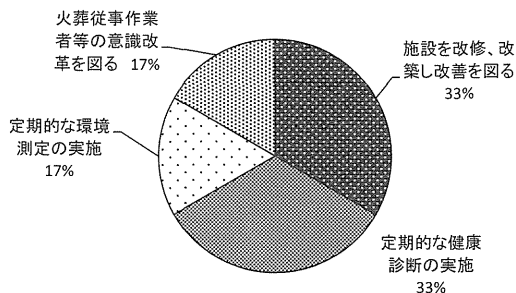
問28 「課題があった」と答えた方、課題とは何か？

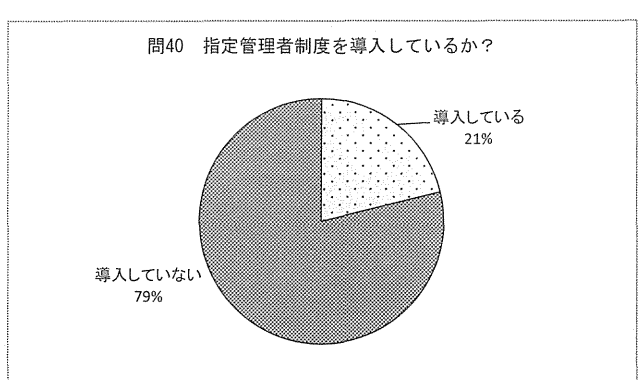
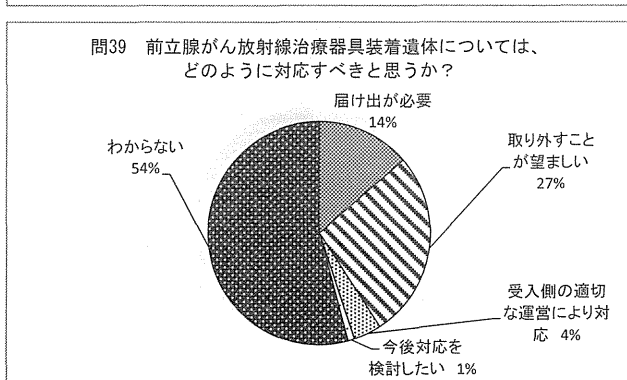
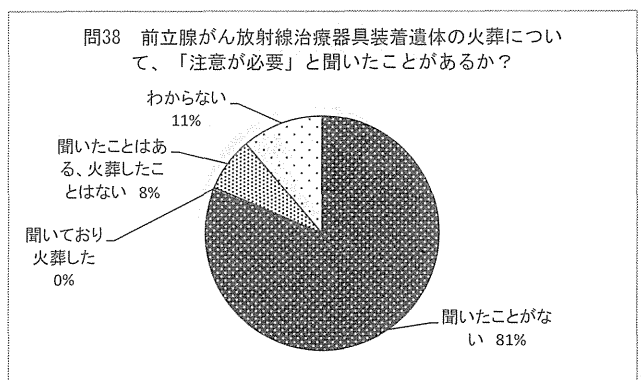
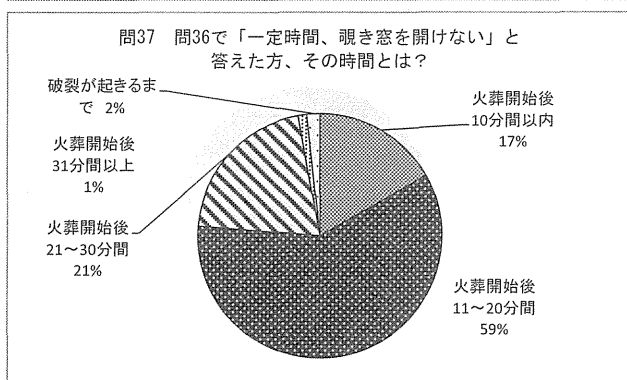
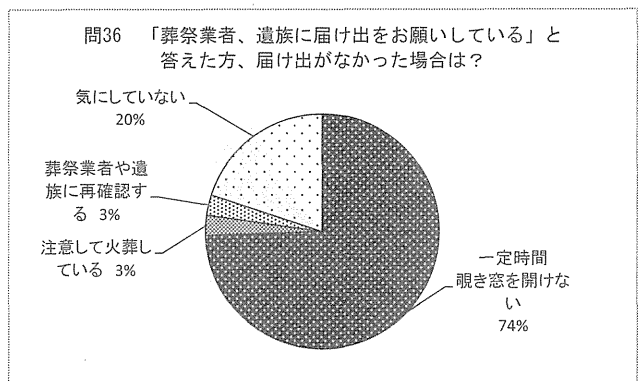
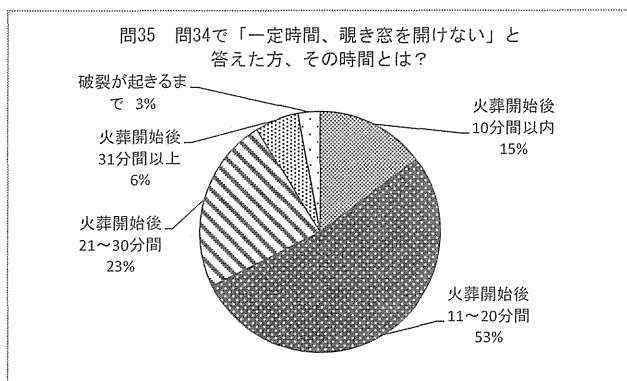
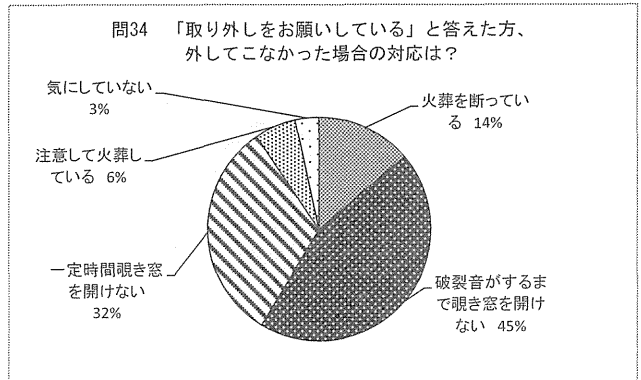
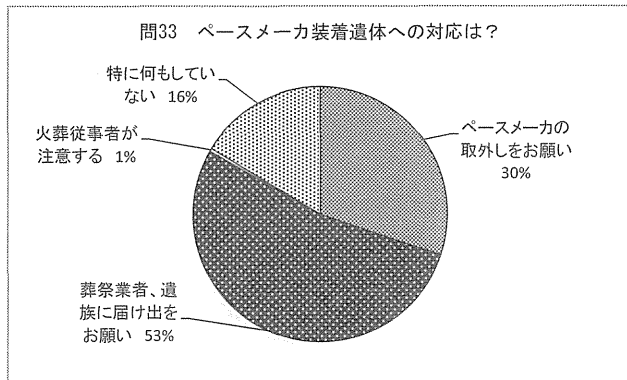
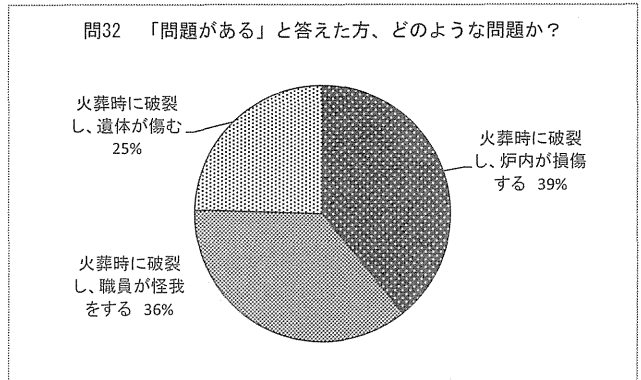
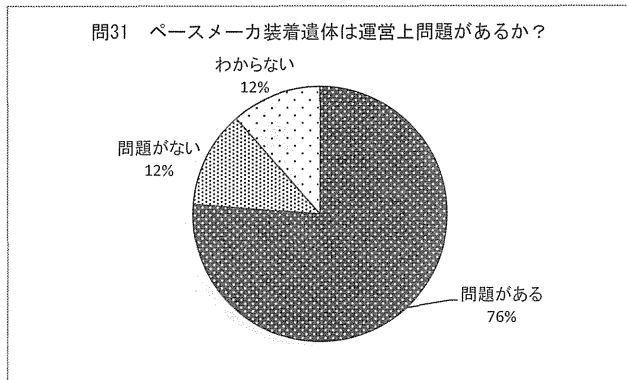


問29 「課題があった」と答えた方、何か対策を考えているか？

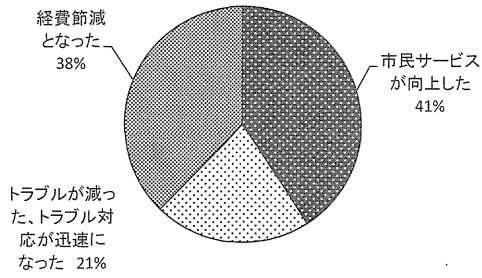


問30 問29で「対策を考えている」と答えた方、その対策とは？

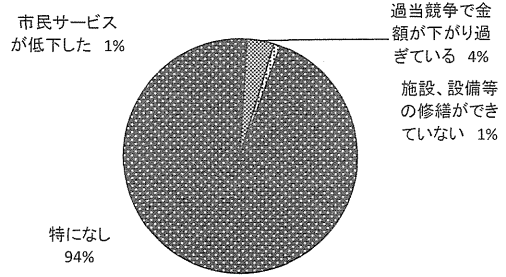




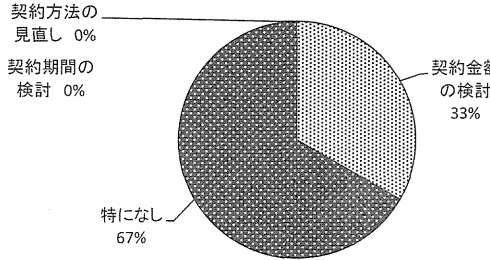
問41 「導入している」と答えた方、導入してよかったと思う点は何か？



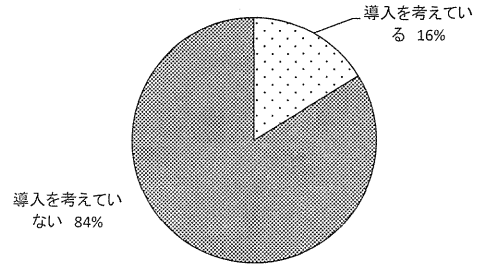
問42 「導入している」と答えた方、導入後の問題点は？



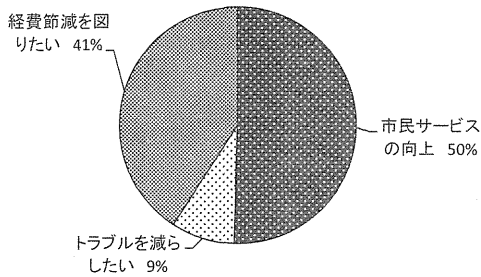
問43 問42で「特になし」以外と答えた方、問題点の解消のために必要なことは？



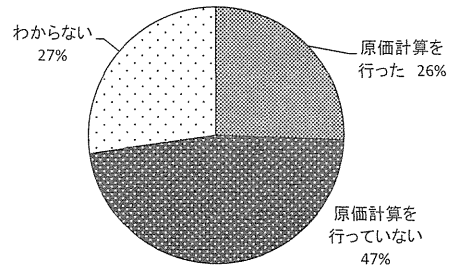
問44 「導入していない」と答えた方、今後の導入は？



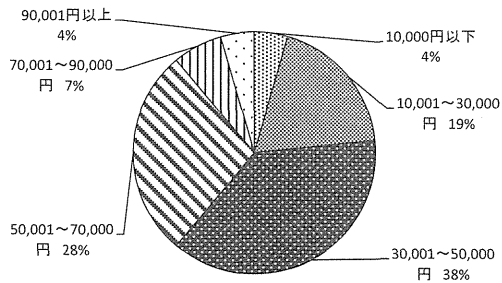
問45 「導入を考えている」と答えた方、導入で期待することは？



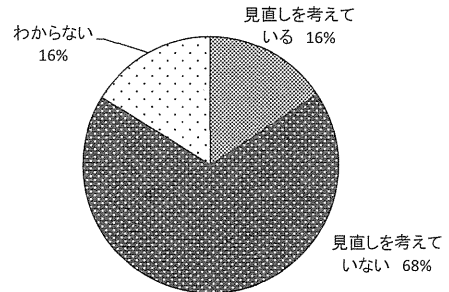
問46 火葬料金の原価計算を行ったか？



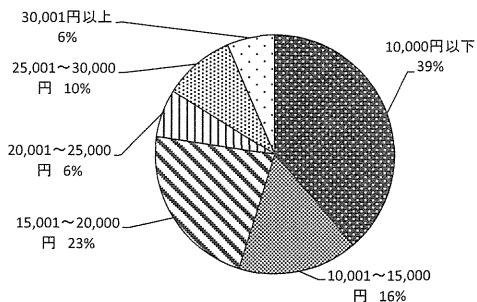
問47 「原価計算を行った」と答えた方、原価計算した火葬料金はいくらか？



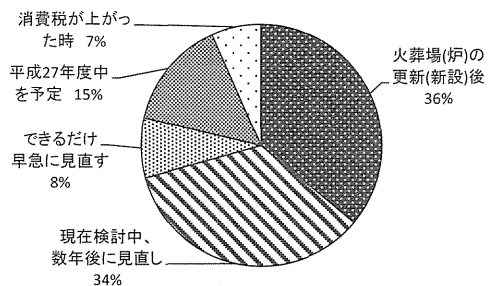
問48 料金の見直しを考えているか？



問49 「料金の見直しを考えている」と答えた方、「管内大人火葬」の金額はいくらか？



問50 「料金の見直しを考えている」と答えた方、見直しの時期はいつごろか？



第3章 火葬場をめぐる法制度に関する文献調査

第1節 文献調査の考え方

1 趣旨

火葬場の設置運営管理に関する基準は、墓地埋葬法上の明文の根拠規定はないが、知事の許可に当たって、設置運営管理の条件が含まれると解される。このため、必要な基準を「マニュアル」という形で整備し、知事の許可の際の参考指針とすることが求められる。

火葬場が燃焼を伴うことから、このマニュアルには、他の同種の施設規制で求められている大気汚染の防止、水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理、労働安全衛生が含まれると解される。従って、他の規制の動向に遅れないようにするため、数年ごとにこれらの規制動向、火葬場独自の問題点を調査し、マニュアルの改訂を行う必要がある。

2 今回の文献調査の考え方

これまでのマニュアル策定時には、こうした改訂の考え方が無く、文献調査は行われていない。今回の調査においては、このような状況を考慮し、次のような内容が含まれるべきである。

- (1) 墓地埋葬法と公害・労働関係法との関連に関する考え方の整理
- (2) 前回までのマニュアル改訂において取り上げられた規制の考え方と公害・労働関係法規との関連
- (3) 公害・労働関係法規との中の規制内容の差異とこれに対する評価
- (4) 最近5年程度における公害・労働関係法規の主な改正動向と本マニュアルで対応が求められる事項
- (5) 火葬場独自の問題点

大規模災害への対応、医学の進歩に伴う新たな課題（ペースメーカー、放射線医療器具等の装着遺体の増加等）、副葬品の取扱い等が検討されるべき→今回、別途ヒアリングなどを踏まえて、整理する方針で、文献調査の対象からは除かれる。

- (6) 上記を踏まえた今回改訂の必要な事項についてのコメント

3 文献調査の方法

- (1) 過去の法改正の動向のフォロー

過去5年間におけるジュリスト、法律時報の検索又は法令改正の検索により、主なポイントを整理する。

- 4 今年度は、上記のうち(1)について主として整理を行った。(2)以下の事項は次年度に整理することとする。

第2節 火葬場と廃棄物処理法

ここでは、火葬場における環境保護と労働安全の両側面における基準のありかたについて、主として文献面から考察をすることを目的としている。研究期間は平成26～27年度の二年間である。作業依頼を受けた時期との関係で、初年度においては、主たる環境規制法である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法という」）の火葬場への適用について考察をする。併せてその他の環境規制法との関係についても検討する。

1 わが国の火葬は収骨から墓地への埋葬又は埋蔵の一連行為である

現在、わが国の遺体処理はほぼ100%火葬処理である。しかしながら火葬が普通になったのは、さほど古いことではない。明治初年の火葬率は分からないが、土葬がほとんどであったと推測される。確認できるところでは、1900（明治33）年の段階では29.2%と3割弱が火葬になっている。その後では、1925（大正4）年は43.2%に達し、1950（昭和25）年に54.0%、1975（昭和50）年には85.7%、1993（平成5）年には97.9%、2010（平成22）年には99.9%に達している¹。

つまり明治以降、急速に「土葬から火葬」の流れが生じたことになる。その理由として、人口の増大に伴って墓地不足状態になったことや、伝染病の流行による公衆衛生観念の発達が、火葬率の上昇に寄与した面はあると思われるが、それにしても百年足らず（わずか三世代）で、土葬から火葬へのさま変わりの説明としては、これらだけでは不十分と思われる。

よく知られているように、わが国での「火葬」は、遺体を焼却することだけで完結するものではない。火葬した焼骨を遺族等の葬送関係者が拾い上げて骨壺に収納し、それを墓地に埋蔵するという一連の行為を伴う。このうちの「収骨」以降の工程は、先進諸国においては確認できない²。

収骨の習俗はかつての野辺焼きの時代から行われており、それが近代的な火葬場においても引き継がれたものとされるが、その習俗が日本社会の中でどのように始まったかは必ずしも明らかではなく、また収骨の方法には地域差がある³。しかし、わが国での火葬に収骨以下の行為が付随して一体化している点では、国内での共通性がある。土葬においては遺体を直接埋蔵するのに対し、火葬では遺体を焼骨にしたうえで埋蔵する。いずれにしても、遺体の行き着く先は墓地への埋蔵である。このことを端的に示すのが、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律48号）（以下「墓地埋葬法」という。）4条の規定である⁴。このように遺体を火葬し

¹ [生活衛生法規研究会監修, 2012]p280-3、[森謙二, 2000]p175-6。

² こうした収骨の習俗は、「近年のヨーロッパや中国の火葬に比べてみても、特殊な意味をもっていることである。つまり、ヨーロッパにおいては、近親者による収骨の慣習はなく、焼骨の骨壺への収納は職員の仕事である。中国でも、近親者による収骨の慣習はない。収骨の習俗は日本に特殊な習俗として展開されている。」[森謙二, 2000] p179-80)。

³ [森謙二, 2000]p180では、先行研究（浅香）勝輔・八木澤壮一『火葬場』大明堂、1983年、p185以下）を引用し、すべての骨を収骨する「全部収骨」と一部の骨だけを収骨する「一部収骨」の地位的な境界は、「能登半島の付け根、すなわち加賀と能登の分界から砺波平野をぬけ、飛騨高地・美濃三河高地を南下し、駿河と三河の国境に至っている」としている。

⁴ 墓地埋葬法4条1項は、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない」とする。

て焼骨にして公衆衛生上の問題はあらかじめ解決されたとしても⁵、今一つの法目的である「国民の宗教的感情」への適合は残されており、その焼骨の墓地への埋葬⁶が行われることが要求されているのである⁷。

2 火葬場の「維持管理マニュアル」とは

行政法規である墓地埋葬法は、どのような規制を内容としているのだろうか。火葬に関連する条項をたどってみよう。

まず、「火葬は、火葬場以外の施設で行ってはならない」（墓地埋葬法4条2項）。ここで「火葬」とは、「死体を葬るために、これを焼くこと」であり、「火葬場」とは、「火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設」である（同法2条2項および7項）である。そこで「墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」（同法10条）のであるが、この法律では、施設と事業主体を許認可の対象とすることに主眼が置かれており、「火葬場の技術的な基準については特に定めていない」⁸。

火葬場の大部分は市町村が設置しているが、墓地埋葬法はそれ以外の主体による火葬場の設置を禁止していないし、現に民間企業による火葬場も存在する。墓地埋葬法が設置者に行政庁の許可取得を求めておきながら、許可の基準が不明瞭であるのは、行政手続法（平成5年法88号）に照らしても、はなはだ不都合である⁹。また、伝統的ないわゆる野焼きによる火葬も禁止されていないのであり、そうした場合に、いかなる方式であれば、墓地埋葬法に適合した火葬とされるのかを明らかにしておく必要があると考えられる¹⁰。なお、このことは現行墓地

⁵ 墓地埋葬法1条「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」

⁶ 文脈上、納骨堂への収蔵も含まれる。なお、「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう（墓地埋葬法2条6号）。

⁷ 本条違反は罰則の対象になる（墓地埋葬法21条）。これに関連して、いわゆる散骨は合法なのかという問題がある。遺体を焼骨にした後は墓地埋葬法の規制対象外であり、その後の処理方法は公的規制の対象外であるべきという主張である。現に、こうした観点から公有海面等において散骨の実施例が見られる。これへの墓地埋葬法の適用については、立法者が想定していなかったために罰則適用が明示されておらず、罪刑法定主義の原則から、現行法上では処罰対象にならないと考えるべきであり、自由放任事項とされているわけではないということのようである。この点については厚生労働省の「これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告」（平成10年6月）でも確認できる。同報告書では、立法当時の事情に触れた後、「散骨が公衆衛生上の問題を生じたり、社会通念上国民の宗教的感情を損なうような形で行われるのでなければ、現行法上特に規制の対象にする必要がないというのが現在の行政の考え方であり、これは是認されるものである。しかし、死者の意志を尊重した散骨が認められるとしても、それは無制限のものではない。現行法のままだと、公衆衛生上又は国民の宗教的感情上の問題を生じさせるような方法で散骨が行われる場合には、墓地埋葬行政として当然規制の対象になる。他の権利行使と同様に、「散骨の自由」も公共の福祉による制約を受けるのは当然である」として、「散骨を希望する者が適切な方法により散骨を行う自由を前提」にして、「国民の習俗に関する重要な事項に関わるものであるので、議会が制定する放棄である法律又は条令による必要があるであろう」としている。また、散骨と葬送に関する理念的考察として、[森謙二，2000]p194-213が示唆に富む。

⁸ [日本環境斎苑協会，2012A]序文。

⁹ 同法5条は、審査基準を定めるものとしたうえで、その基準は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものであること、その審査基準を公にしておくことを要求している。[原田大樹，2013]p60。

¹⁰ 平常状態においてはほとんど実体がなく実益はないかもしれないが、今後の大規模自然災害や予期しない騒乱状態が発生して、緊急に大量の遺体の火葬が必要になることは想定される。土葬がほぼ皆無になっ

埋葬法の立法時の国会においても議論されている¹¹。

本来的には、墓地埋葬法あるいはその下位法令である政令あるいは省令において、火葬場の許可基準を明確化すべきであろうが、今日までそうした政省令等の制定はされていない。そこで実際上の必要に応える形で、特定非営利活動法人である日本環境斎苑協会が、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を公刊している。そのいきさつを同書の「発刊にあたり」から抜粋してみよう。「火葬場は、地域において、欠くべからざる公共施設であります。その設置、維持管理にあたり、的確な対応がなされないと様々な問題が生じてまいります。しかしながら、こうした点に係る教材、参考図書が少なく、関係者が大いに苦勞されてきたところであります。本書は、こうした要請に応えるとともに、火葬場の近代化《施設・人・運営設備の近代化》を促進するため、昭和44（1969）年度、53年度、63年度及び平成2（1990）年度に実施した厚生科学研究「火葬場の施設基準の設定に関する研究」等の成果として刊行された「厚生省監修：火葬場の施設基準に関する研究」をもとに、当協会の中に「火葬場の施設基準の設定に関する研究」改定委員会を設置して検討を重ね、平成12年3月に厚生省生活衛生局から発表された「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」のダイオキシン類削減対策を盛り込み、平成14年に「火葬場の建設・維持管理マニュアル」として初版が刊行されました。

形としては民間団体（日本環境斎苑協会）の研究成果であるが、火葬場に特化した公的な維持管理基準を求める気持ちが文面からにじみ出ている¹²。

同マニュアルでは、火葬場に関係する者が遵守すべき法律として、建築基準法、都市計画法、消防法、特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法、労働安全衛生法などを挙げる¹³。

ている現状においては、緊急時においても火葬が唯一の遺体処理方式になるであろうことは、先般の東日本大震災で確認されたことである。2011（平成）年3月の東日本大震災では宮城県内3市3町で仮埋葬（土葬）が行われたが、4月から11月にかけて遺体の掘り起しと火葬が行われている。これに関して「お骨になって初めて葬儀の終結であるという住民感情があったためであろう」という県庁の担当行政職員の証言を記録している。〔横田勇（研究代表）、2013〕p85。

¹¹ 例えば、墓地埋葬法の制定審議において「火葬場の建物等については、最低の基準というようなものは決まっておりますのでございますか」の質問に対し、「火葬場の設備等については、建物の基準というようなものは只今のところは決まっております。従いまして、例えば日本中のほんとうの辺鄙なところにおきましては、いわゆる野辺の送りというようなことで、野末の一角の地域を、火葬場というようなことで許可を受けてやってくるというものも、場合によれば、あり得ると考えられるのであります。併しながらこういうことは適当ではございませんので、漸次国家財政の許す範囲で助成等をいたしまして、立派な明るい火葬場、或は墓地等を作って行きたい、かように考えている次第であります」と政府委員が答弁している。（第2回国会、参議院厚生委員会議事録、昭和23年5月25日）。

¹² [日本環境斎苑協会、2012A]序文では、ヨーロッパでの火葬はギリシャ・ローマ以来の歴史を有するが、中世期にはキリスト教の影響力で土葬化したものの、「ルネサンス及び啓蒙思想の興隆や19世紀以降の科学的合理性、衛生的見地の必要性の増大により、ヨーロッパ各地に火葬復活の動きが広がった」とした上で、イギリスの火葬法に基づく火葬建設計画の審査基本指針を引用して、火葬場が特殊な性格をもつ公共建築であることを踏まえ、「わが国の火葬場が国民から尊厳と敬愛の念を抱かれつつ存在する公共建築」であることを求めている。

¹³ [日本環境斎苑協会、2012A]p2。なおマニュアル自体は、総論、火葬場建設に関する基本的事項、建築・環境整備計画、火葬炉の整備計画、環境汚染防止のための諸測定、火葬場の運営管理、火葬場の維持管理の7章で構成されている。

3 遺体は廃棄物処理法の対象にならない

マニュアルにおいて火葬場関係者が遵守すべき法律として列記されているもののうち、ここでは廃棄物処理法との関係について考察する。

まず、火葬場の大部分は市町村が保有する。一般廃棄物の中間処理施設もまた大部分を市町村が保有する。またその施設での主業務は焼却である点で共通性がある。この点から、火葬場に独自の設備基準は必要なく、廃棄物処理法の許可基準を活用すればよいとの議論があるかもしれない。

まず、遺体が廃棄物処理法の対象であるかという基本線での整理を確認しておく必要がある。廃棄物処理法2条1項は廃棄物の定義として、「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥…動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形上又は液状のものをいう」と定めており、「動物の死体」が廃棄物として明記されていることの反対解釈として、「人の死体＝遺体」は対象外であることは明白であろう。

廃棄物の範囲に関する解釈通知¹⁴は廃棄物を次のように定義している。「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性情等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。法第2条第1項の規定は、一般に廃棄物として取り扱われる蓋然性の高いものを代表的に例示し、社会通念上の廃棄物の観念規定を行ったものであること」¹⁵。

遺体は廃棄物ではないという前提に立ったうえで、次に墓地埋葬法に基づく独自の基準を制定する際に、そこでの焼却炉等に関する基準は、廃棄物の焼却炉における基準と同等のものであればよいことになるのだろうか。

廃棄物処理法の目的は、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする」(1条)というものであり、廃棄物(不要物)をいかに迅速・効率的に人々の生活領域から排除するかが要請事項である。

これに対して、墓地埋葬法の法目的は「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」(1条)となっており、公衆衛生上の適正処理(遺体を放置する場合、感染症の発生原因になる)もさることながら、「国民の宗教的感情に適合した処理」が法目的になっていることを忘れてはならない。そしてすでに論じたように、わが国の火葬場では、遺体の焼却で完結するのではなく、焼骨を墓地に埋蔵する、あるいは納骨堂に収蔵するまでが一連の工程になっている。そしてその全体が、国民の宗教的感情に則ったものであることが求められている。そうすると墓地埋葬法に基づく火葬場への規制は、その法目的に沿って独自に定められなければならないということになるであろう。

¹⁴ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に関する留意事項について(昭和46年10月25日環整45号)。

¹⁵ 通知は、これに続いて「廃棄物処理法は、固形及び液状の全廃棄物(放射能を有する物を除く。)についての一般法となるので、特別法の立場にある法律(たとえば、鉱山保安法、下水道法、水質汚濁防止法)により規制された廃棄物にあつては、廃棄物処理法によらず、特別法の規定によって措置されるものであること」としており、廃棄物の範囲に含まれるか否かと、その処理が廃棄物処理法の規制によるべきであるかは、必ずしもリンクしないことを述べている。[日本産業廃棄物処理振興センター、2011年]